

社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

1 本計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の計画期間終了を迎えるにあたり、一体的にワーク・ライフ・バランスの推進と雇用環境の整備に取り組むことにより、すべての職員がその能力を発揮できることを目標とし、次のように行動計画を策定します。

2 計画期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。

目標 1

妊娠中の女性職員へ産前産後休暇や育児休業等取得に伴う諸制度や手続きの説明を行い、制度の周知を図る。

<対策> 令和8年4月～ 職員に対する制度の周知。必要に応じて個別に制度説明を実施。

目標 2

妊娠中や育児休業復帰後の女性職員等の相談窓口の周知を図る。

<対策> 令和8年4月～ 職員の相談窓口の設置について職員へ周知

目標 3

子ども・子育てに関する地域貢献活動の参加を支援する。

<対策> 令和8年4月～ ボランティア休暇の周知

目標 4

管理職に占める女性割合を30%以上にする。

<対策> 令和8年4月～ 次期管理職を対象にした研修参加の推奨

目標 5

平均勤務年数を12年以上にする。

<対策> 令和8年4月～ 資格取得・更新の助成制度の周知
年次有給休暇、特別休暇取得啓発実施